

**～県立学校の運営にかかる経費～
その適正執行と使途区分**

<公費・私費負担区分等ガイドライン>

**平成25年3月
岐阜県教育委員会**

はじめに

県立学校においては、P T A等学校支援団体の会計にかかる団体徴収金と授業等教育活動に必要な保護者からの学校預り金という私費会計が存在する。

この私費会計については、過去から様々な課題認識の中で、県教育委員会、学校、校長会や事務長会、事務研究会などにおいても、時間を割いて調査・検討し、その時節に応じた改善策通知、意見、提案、情報共有等を行ってきた。

私費会計の会計事務の適正化については、過去から幾度かの不適正事案等を受けるなかで、県の会計規則に則り行うこととされ、現在においては、基本的に適正処理が行われる環境と基盤はできていると言える。

しかしながら一方で、今年度に入って、全国的に私費会計からの職員の無届出の報酬受領や県費で賄うべき経費の負担が指摘され、保護者負担の軽減やP T A等団体の主体性も含めた会計処理等の透明性確保の観点から、その使途内容などについて各自治体教育委員会に対応が求められている。

これら私費会計については、それぞれの学校を支援する団体の会計であり、またそれぞれの学校の特色を出すための保護者からの預り金の会計であったりする特殊性から、徴収金額やその使途等については、団体や学校が主体で決めるべきものとしてきた。

ただし、その考え方は、団体等の主体性に基づいた寄付までは法的に禁止されていないこともあり、財政的に厳しくなっていくなかで、様々な経費に対して貴重な支援をいただけるものとして、県教育委員会としても学校としても、また職員個々においても、これに頼るところがあったことは否めない。

教育にはお金がかかると言われる。保護者は我が子の将来を思い、生活を切り詰めてでも、また奨学金を借りるなどしてでも教育経費を捻出し、よりよい教育を受けることを望んでいる。

我々は、教育という県民サービスを提供する者として、常に時代のニーズを的確に捉え、次代を担う自立した人材の育成のため、教育環境を整え、よりよい教育を提供すべき義務と責任を負うなかで、かかる公費の平等な取り扱いと、私費を預ける保護者の負担軽減並びにその執行等の透明性を図らなければならない。

前例踏襲から脱却し、意識改革を行い、最少経費で最大効果のあがる教育のために、職員個々が知恵を出し取り組むことが求められている。

岐阜県教育委員会

ガイドラインがめざす概念図

PTA等(保護者)

- ・学校運営への理解と協力
- ・学校運営の監視(評議員)
- ・私費会計への関与(監査等)
- ※会計の自立、独立性確保



政策回答
教育方針



要望



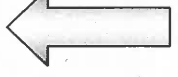
信頼関係



支援
(奇附等)
預り金負託
会計負託

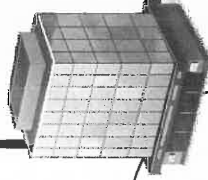


情報開示
説明責任

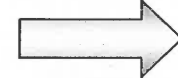


教育委員会事務局

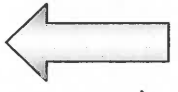
- ・必要予算の確保(分掌の徹底、予算の各課要求)
- ・学校関係団体との協調
- ・予算を要する方針決定の予算要求のルール化
- ・学校予算に対する責任感保持
- ・予算編成の再構築(主務課経費の原則)
- ・予算執行の適正管理



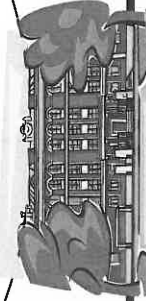
予算令達
質疑応答



予算要求
予算質疑
私費支援協議



学校(長)



責任あるトータルマネジメント

教員

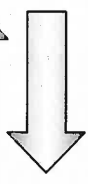
- ・低予算での事業創出
- ・厳選意識
- ・会計規則に則った手続きの遂行
(予算の裏付けない行動の禁止)



執行要求
相談・協議



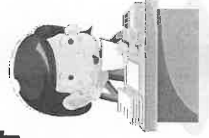
会計管理・指導



執行機関としての責任ある判断と処理

事務職員

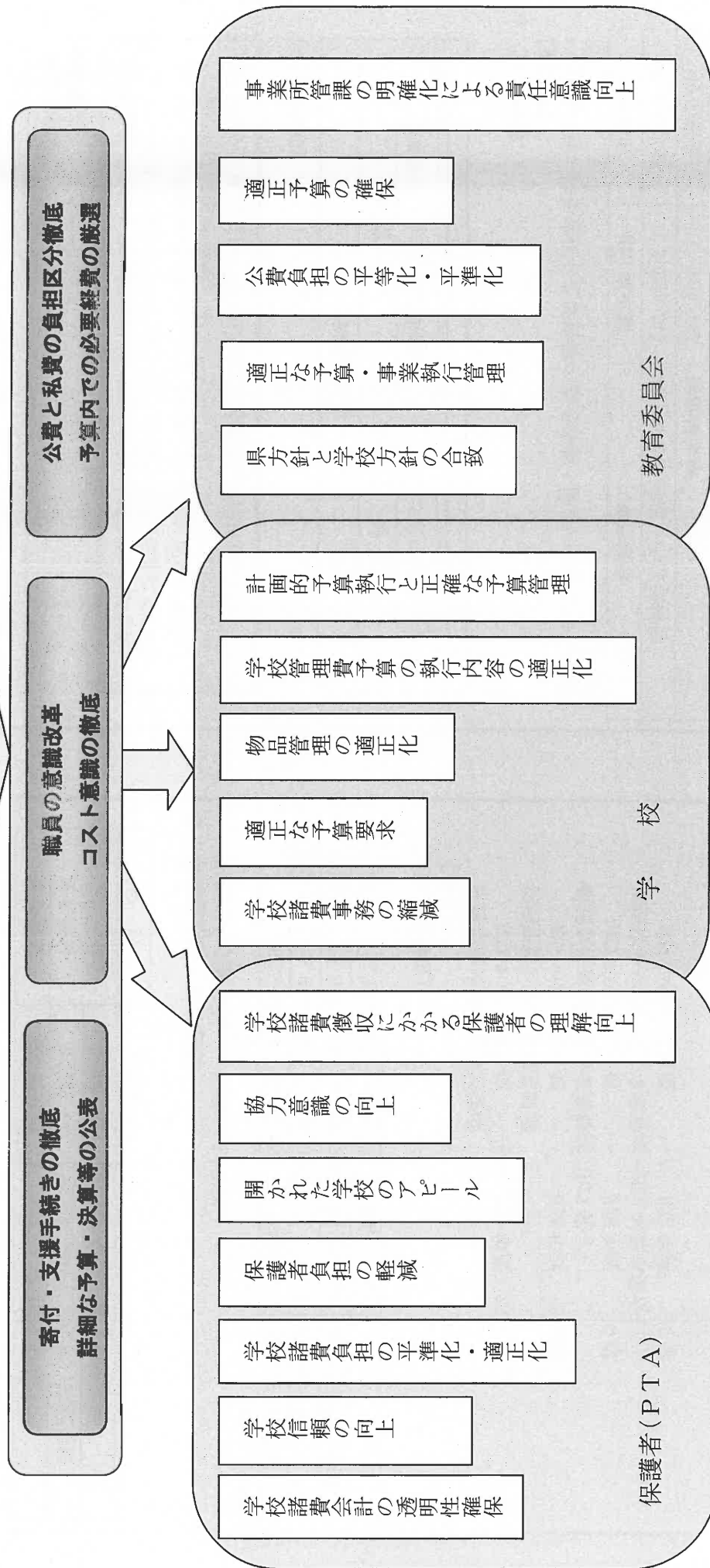
- ・令達範囲内での計画的な予算執行
[限られた予算の有効活用]
[最少経費で最大効果を]
- ・公費・私費の選別(共通認識)
- ・会計管理(内部統制/牽制)



独自性の発揮は限られた予算の中で!!

期待される効果

ガイドラインの運用 《学校長によるトータルマネジメント》



目 次

第1章 総則	
1 私費(学校諸費)等の定義	… 1
(1) 学校預り金	
(2) 団体徴収金	
2 私費(学校諸費)を経理する学校の責務	… 2
(1) 会計の設置目的等の明確化と学校長の責務	
①学校預り金について	
②団体徴収金について	
(2) 最少経費で最大効果のあがる予算執行と保護者等の負担軽減	
(3) 説明責任と情報開示	
(4) 学校預り金にかかる債権・債務の確定行為	
3 公費と私費(学校諸費)の負担区分整理の必要性	… 3
(1) 保護者等への負担転嫁の禁止	
(2) 自発的寄付の受諾	
(3) 公費と私費(学校諸費)の負担区分	
第2章 公費と私費	
1 公費と私費との負担区分基準	… 4
(1) 公費負担を原則とする経費	
(2) 私費負担を原則とする経費	
①私費に負担を求めるもの	
②原因者負担の原則に則るもの	
③関係団体運営等経費	
2 P T A等学校関連団体からの支援	… 5
(1) 事業等実施主体の明確化	
(2) 寄付や支援	
3 職員が個人負担すべき経費等	… 6
(1) 負担金・会費・参加費	
(2) その他の経費	
第3章 ガイドライン運用のための取り組み	
1 関係団体の独立・自主性確保に向けて	… 7
(1) 運営体制の見直し・整備への働きかけ	
(2) 学校長権限の制限についての働きかけ	
2 団体徴収金会計の透明性の確保～関連団体からの支援の手続きの徹底～	… 7
(1) 執行手続きの整備への働きかけ	
(2) 学校側からの支援依頼	
(3) 積極的な情報開示等	
3 私費(学校諸費)会計の管理運営	… 9
(1) 適正な会計事務	
(2) 清算の徹底	
(3) 寄付物品等の適正管理	
4 保護者の負担軽減を図るための見直しの観点	… 9
(1) 各種研究会や団体、協議会等のあり方についての見直し	
(2) 部活動支援団体の組織化と保護者参画の仕組みづくり	
(3) 副教材等の見直し	
(4) 修学旅行等の見直し	
(5) その他	
第4章 公費の適切な執行と管理	… 11
1 学校管理費予算の状況	
2 学校長による事業企画並びに予算管理のマネジメント	
3 職員の意識改革	
4 適正な予算の確保	
5 経費節減による公費・保護者負担の軽減と良質な教育活動の両立	

県立学校の運営にかかる経費の適正執行と用途区分 ＜公費・私費負担区分等ガイドライン＞

岐阜県教育委員会

第1章 総則

1 私費(学校諸費)の定義

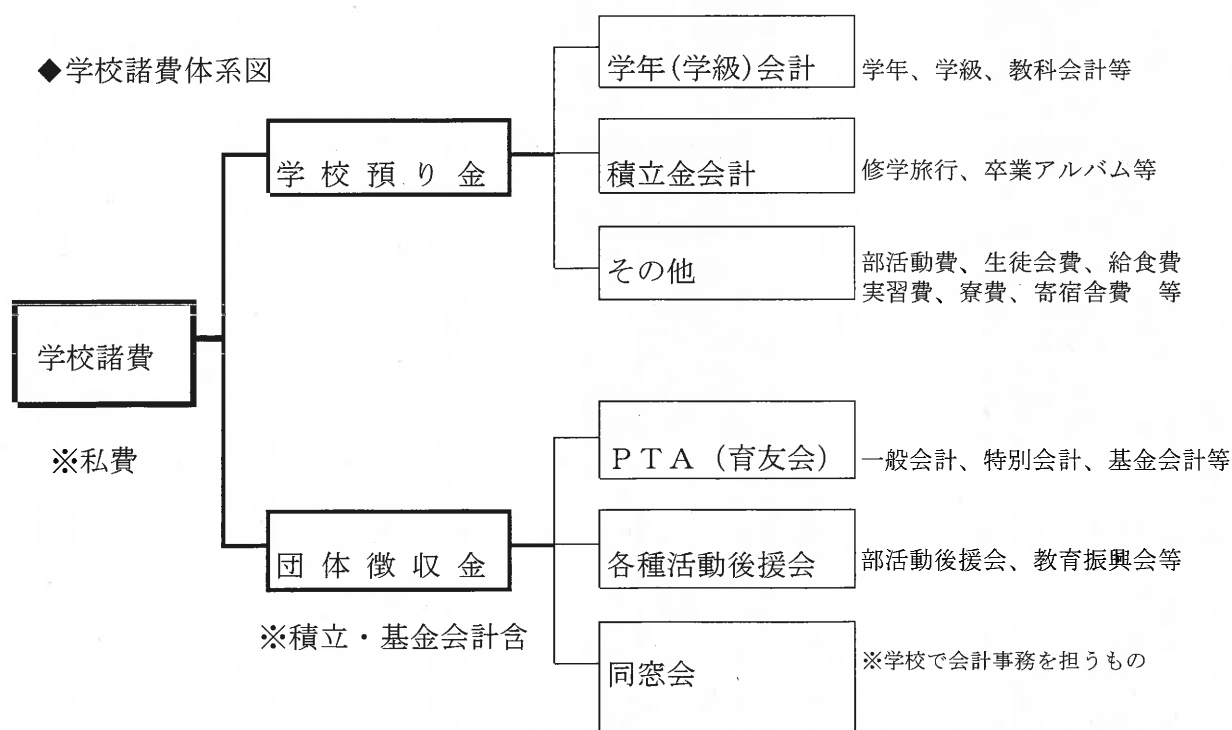
学校運営においては公費とは別に、私費にあたるものとして、生徒個人に直接還元される経費を保護者から一時預りする性質の会計(以下「学校預り金」という。)と、PTAや育友会など学校関係団体(以下「関係団体」という。)の会計(以下「団体徴収金」という。)があり、これらを合わせて「学校諸費」と称する。

(1) 学校預り金

学校預り金とは、本来生徒や保護者(以下「保護者等」という。)が個々に購入等準備すべき教材等の経費削減や調達の利便性を図ったり、修学旅行積立金など一度に集金するには保護者等の負担が大きいものなどについて、学校においてまとめて支払いを行ったりするために、一時お預りするものであり、当該会計事務は公務として携わるものである。

(2) 団体徴収金

団体徴収金とは、より質の高い教育展開やより学校特性を向上させるためなどに、保護者や教職員等会員により構成される、学校の運営支援等を行う関係団体の会計である。活動は会員総意によって決定され、学校長はその会計事務についてのみ関係団体から負託を受けて担うものであり、携わる職員は職務専念義務の免除を受けて従事するものである。



2 私費(学校諸費)を經理する学校の責務

学校諸費は、保護者等からお預かりし、または関係団体からその会計事務を負託され預るお金であり、その会計事務にあたっては、公費と同様に適正かつ正確に行うべきものである。

学校預り金は、生徒個々に直接還元される性質のものであるとは言え、保護者に負担を求めるものであり、その徴収及び執行にあたっては、必要性の厳選はもとより、最少負担でより効果が上がるよう努めなければならない。

また、団体徴収金の執行権限はその関係団体にある。したがって、関係団体会員の総意によって、主体的かつ計画的に行われるものであり、会計事務のみを負託された学校長は、その用途について、予算・決算において詳細に説明するべき責任を負う。

(1) 会計の設置目的等の明確化と学校長の責務

①学校預り金について

学校長は学校預り金の管理と執行の責任者として、その会計の目的や負担内容について、全保護者へ周知し十分説明し理解を得るとともに、その執行管理において目的の達成に努めなければならない。

また、学校預り金のあり方について常に検証し、目的が不明確な会計の廃止も含めた見直しや、目的が類似する会計の統合整理などを行うとともに、常にその会計目的と収支の根拠を明確にしておく必要がある。

さらに、学校預り金による各種事業立案等においては、学校職員のみで決めることなく、保護者等や関係団体、学校評議員会などの第三者に意見を求めるなどの仕組みを整え、その資金を負担する保護者等の意向が十分に反映されるよう努めなければならない。

②団体徴収金について

関係団体から会計事務の負託を受けた学校長は、その責任者として経費の節減と適正な執行管理に努めなければならない。

執行においては、あらかじめ関係団体の了承を得た計画に基づくものとし、その変更等が必要な場合にあつては、必ず事前に関係団体の了承を得て執行すべきである。

さらに、保護者代表等との連絡を密にし、常にその会計処理状況については明確に説明できるよう書類等を整備するとともに、その開示等透明性の確保に努めなければならない。

(2) 最少経費で最大効果のあがる予算執行と保護者等の負担軽減

すべての職員は、学校諸費が保護者からお預りしたお金であること、また会計事務を負託されたお金であることを十分に認識し、その執行にあたっては、最少の経費で最大の効果があがるよう努めなければならない。

そのためには、県民からの貴重な税で賄われる公費と同様に、保護者の経済的な負担のもとに集金されていることを踏まえ、その負担の軽減を図ることを念頭におき、目的達成のための有効性や経費のみならず、時間や人件費も含めて無駄がないかの効率性、経済性を検証するなど、常にコスト意識をもってその執行に努める責務がある。

(3) 説明責任と情報開示

より開かれた学校運営とする上からも、また保護者等に説明責任を果たすためにも、学校諸費にかかる徴収金や会費等の種類と徴収額及びその使途、各種会計の予算書や決算書、方針等決定に至る経緯(議事録等)などを当該校のホームページに掲載するなど、その説明責任と情報開示の義務を積極的に果たす必要がある。

(4) 学校預り金にかかる債権・債務の確定行為

学校預り金は、保護者の了解のもとに預って執行するものである。

そのため、そもそも保護者等(他人)に対して金銭を請求しようとするためには、法令や契約上の根拠が必要となる。

現行の学校預り金の形態は、学校長と保護者等との任意の依頼行為であり、条例等で規定されていないため、将来的に法律上の請求を行う必要がある場合を想定すると、契約行為を根拠とすることが妥当と考えられる。

債権者(学校長)と債務者(保護者)を明確にするには、各種の学校預り金を学校の指定する方法等により支払うことを承諾する旨の書面を作成する方法がある。

3 公費と私費(学校諸費)の負担区分整理の必要性

(1) 保護者等への負担転嫁の禁止

学校の管理運営にかかる経費は、学校教育法第5条により設置者負担の原則が謳われているとともに、地方財政法第27条の3には、住民に負担転嫁してはならない学校の経費が規定されており、それらの経費以外についても税外負担解消の観点から保護者に負担転嫁すべきではない旨の文部科学省の見解が示されている。

(平成24年5月9日付24文科初第187号文部科学省初等中等教育局長通知)

(2) 自発的寄付の受諾

県教育委員会においては、関係団体からの各種寄付や支援については、地方財政法第4条の5で住民等に対し直接であると間接であるとを問わず、寄付金を割り当て強制的に集金するようなことをしてはならない旨が規定されているものの、関係団体等からの自発的な寄付までは禁止されていないことから、それぞれの学校において、関係団体の総意と主体性に基づくものであれば、貴重な支援としてその受け入れを認めている。

(3) 公費と私費(学校諸費)の負担区分

県教育委員会には、県立学校に学校諸費の会計事務に携わる職員が存在する以上、学校の設置者負担の原則を踏まえつつ、各種会計の収支、執行手続きや内容等のすべてにわたり、その執行の適正化、手続きや経緯も含めての透明性を確保することについて、学校を指導する責任がある。

また、公費負担における学校間の平等性の確保、また、保護者等の負担軽減と負担の平等性の確保を図ることも重要な役割である。

そのためには、公費と私費(学校諸費)の負担区分について整理し、その統一的な取り扱いを示すことが必要不可欠である。

第2章 公費と私費

公費で負担すべきものを、予算の範囲内において適切な事業計画により対応することは当然ではあるが、その経費の負担を保護者に強いることを行ってはならない。

公費と私費等の負担区分の基準の概要を以下に示すが、個別には別表（12頁～）を参照し、判断することになる。

1 公費と私費との負担区分基準

(1) 公費負担を原則とする経費

学校運営(施設の管理運営、教育活動)にかかる経費であって、県立学校共通の水準の維持に必要な経費とし、これらは原則的に公費により対応するものとする。

	区 分	概 要	具 体 例
1	職員の人件費・旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与・各種手当、非常勤職員等の報酬・賃金 ・教育活動や学校管理運営にかかる旅費 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤講師の報酬、介助員等の賃金 ・職員の公務にかかる手当 ・公務にかかる旅費(公務で旅費別途の場合あり)
2	教育活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に基づく教育を行うために必要な経費 ・生徒指導、進路指導等に必要な経費(学校としての体制整備のための経費) ・生徒の心身の健康、安全に必要な経費・教務活動や学校運営・維持活動に必要な経費 ・授業に位置付けた生徒会、文化祭、体育祭の開催のための必要最低限の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業、実習等の教科活動、学校行事等特別活動のために職員に必要な教具、教材等 ・授業、実習等の運営に係る共用的なもの、または不特定多数の生徒に必要なものにかかる経費 ・進路指導や生徒指導に係る共用スペース等整備、成績管理等にかかる情報管理等事務に必要な物品や消耗品費等 ・保健室に常備する救急医療薬等 ・学校の施設や設備等の範囲内
3	学校施設整備・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の建設や、維持修繕、保守管理に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎や体育館、グラウンドやプール等の学校施設の整備にかかる経費や維持修繕経費 ・校内や敷地内の環境整備にかかる経費
4	設備整備・維持修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設内の給排水設備等設備整備や維持・保守にかかる経費 ・備品の整備や修理にかかる経費
5	学校管理運営経費	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費等学校の管理運営に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、水道、ガス、灯油等燃料代など学校の管理運営にかかる必要な経費

(2) 私費負担を原則とする経費

保護者に負担を求めることの妥当性は、直接的な受益者負担や直接の原因者負担にあたるか否かを十分に検証し判断しなければならない。

① 私費に負担を求めるもの

	区 分	概 要	具 体 例
1	生徒個人の所有物にかかる経費	・生徒が学校や家庭のいずれにおいても個人管理し使用可能な物にかかる経費	・制服、体操服、実習服、靴、名札、生徒手帳 ・筆記具等個人用学習用具、参考書、辞書類 等
2	教育活動に必要なものとして生徒個人に直接的利益として還元されるもの	・学校が行う教育活動の一環で必要となる教材、教具 ・生徒が参加して生ずる利益が生徒個人へ還元されるもの ・生徒指導や進路指導上において生徒個人に直接還元される経費	・授業、実習等において必要な教材費等における特定個人生徒に必要なものにかかる経費 ・書道、絵画、調理等各種実習用材料費 ・修学旅行、校外学習、映画鑑賞等への参加に必要な経費 ・模擬試験料、資格検定料、個人又は特定の複数人数、集団の進路指導等にかかる資料代等 ・保険料、給食費等 ・農業、家庭クラブ関連経費
3	生徒の自主的活動にかかる経費	・部活動、生徒会活動、文化祭、体育祭の開催にかかる一定水準を超えた経費	・文化部や運動部など部活動の活動費、遠征費等 ・生徒の自主活動を行うにあたっての特別な施設や設備の整備とその維持管理経費等 ・試合等生徒引率に最低限必要となる顧問等にかかる旅費

② 原因者負担の原則に則るもの

	区 分	概 要	具 体 例
1	原因者負担	・故意、過失を問わず個人や団体の責任に起因して生じた経費	・器物破損などにかかる修理費等

③ 関係団体運営等経費

	区 分	概 要	具 体 例
1	P T A等主催の行事等に要する経費	・事業や行事等が学校以外の主催・実施主体であった場合におけるかかる経費	・P T A総会等開催にかかる経費 ・その他P T A等主体行事や事業にかかる諸経費
2	P T A等の運営にかかる経費	・P T A等当該団体運営経費 ・P T A等当該団体保有設備の運営管理にかかる経費	・P T A等当該団体運営にかかる資料やコピー代等事務費や運営費 ・P T A等当該団体保有設備や備品の保守管理経費

2 P T A等学校関連団体からの支援

(1) 事業等実施主体の明確化

学校の独自性や特色化を図るためなどの企画にあたっては、これを県が実施するのか、または保護者等からの要望などにより関係団体が実施するのか、その実施主体が誰であるのかを明らかにし、会計の負担区分を明確にしなければならない。

県として行うべきものは、事業の必要性や実施の可否を県教育委員会の主務課と十分協議し、その上で予算の裏付けをもって実施しなければならない。

また、保護者等からの要望などにより関係団体が実施する場合であっても、その必要性等が十分検討・協議されて総意が得られたものについてのみ、主務課への報告や協議等を行って、情報共有のうえで実施されなければならない。

(2) 寄付や支援

①寄付や支援の申し出とその取扱い

県や学校に対しての関係団体からの自発的な寄付（金銭・物件）については法的には禁止されていない。

設置者である県が実施するべき水準や年次計画を超えるもの等について、関係団体の総意のもと主体性をもって行われる寄付や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄付の手続きに従い、県教育委員会主務課の承認を得て諾否の判断を行うものとする。

申し出があった場合には、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならない。

②手続き等を踏まえ寄付や支援等もありうる経費

- 県が定める水準以上の施設・設備・備品等の整備や維持管理等にかかる経費
- 県予算における年次計画や優先順位等に対して、より早期対応を求められるものにかかる経費
- 部活動関連経費
 - ・ 学習指導要領において、部活動は生徒の自主的、自発的参加により行われるものであり、教育課程、教科、科目、単位としての位置づけではなく、教育課程との関連に留意する活動として位置づけられている。
 - ・ また、生徒の関心等により所属する部はまちまちであること、またその活動内容等によって、かかる経費の金額にも大きな差が生ずる。
このため、部活動に必要となる施設設備や備品の充実、またその維持・修繕にかかる経費は、公費執行の公平性を保つためにも、原則的に保護者等に負担を求めて運営されるものとする。（特に県の教育施策として予算化された事業を除く）
 - ・ 特に部活動における生徒引率にかかる旅費については、教職員の給与や手当の仕組みを保護者に十分説明をし、必要に応じて保護者から旅費の支援を受けるものとする。（旅費別途支給の出張命令） ※15～16 頁参照

3 職員が個人負担すべき経費等

(1) 負担金・会費・参加費

関係団体にかかるものを除き、職員が構成員となる各種研究会や団体、協議会等の年会費や負担金、登録費等について、私費からの支援を受けることは原則認めない。

県範囲を超える組織(全国や東海地区等)の年会費や負担金、登録費等については、県予算によって特に認めるものの他、県代表校、県代表者等にかかるものについてのみ公費負担とする。

大会等への参加費についても、代表校が出席し県内校へ情報還元するなど必要最小限の参加についてのみ公費負担とする。

なお、職員個々が会員となっている県内の各種研究会等組織については、役職を問わず、すべて個人負担とする。

また、学校が構成員となっている会費や負担金、各種大会等参加費などについては、予算の範囲内において公費負担とするが、加入団体等の活動内容や事業規模等によって妥当なものであるかを十分踏まえたうえでのものとし、前例踏襲に偏らずその必要性を十分に検証して対外的に説明できるものに厳選するものとする。

※ 研究会等への入会や参加による職員の資質向上が生徒個々への良質な教育による還元となるとの説明での団体徴収金会計からの支援は、あくまでも間接的なものであって、これを辞退するべきものであること。

※ 県以外の団体等への県費支出は、その必要性を判断して補助金や交付金、県も構成員となつての負担金による予算化、あるいは県事業として実施することが望ましいと考えられ、全ての学校や加入する全ての職員に求められる負担金や会費にかかる支援は、これを辞退するべきものであること。

(2) その他の経費

社会通念上、個人負担が当然であると言われる経費を、公費や私費に負担転嫁することは、いかなる理由があつても認めない。

常に対外的に説明責任を果たす義務がある意識を持って対応しなければならない。

第3章 ガイドライン運用のための取り組み

1 関係団体の独立・自主性確保に向けて

関係団体については、学校の支援という設置目的や、事業規模や予算規模が大きく、保護者等のみによる運営も困難であることから、学校長がその会計事務処理について関係団体から負託を受け、助務を行ってきたところである。しかし、現状において、学校職員の事務負担(職務専念義務の免除を受けて携わる事務量)が過大なものとなっていることは否めない。

(1) 運営体制の見直し・整備への働きかけ

学校長は、職員の適正な公務時間の確保を図るため、職務専念義務の免除による関係団体の会計事務にかかる従事時間が著しく多いような場合は、関係団体に対し専従職員の配置を依頼するなど、関係団体の運営について独立して行う体制整備について働きかけること。

なお、専従職員の必要性については、関係団体の事業や予算の規模によるものであり、まずは関係団体内での十分な検討と調整について働きかける必要がある。

(2) 学校長権限の制限についての働きかけ

関係団体の会則等に、当該団体の会計について「執行については学校長に一任する。」趣旨の規定がある場合はこれを辞退し削除されるべきである。

さらに、経費の使途についての学校長専決規定は、原則的には辞退するべきであり、関係団体からの負託に基づき、やむを得ない場合であっても、事務局運営経費程度の最小限のものとし、総会時等に個別具体的な執行内容について保護者に対し説明がなされていないものについては、事前に関係団体の意思確認を行えるような事務手続きの仕組みづくりについて、改善を図る必要があることを、学校側から積極的に関係団体へ働きかけなければならない。

2 関係団体会計の透明性の確保 ～関係団体からの支援の手続きの徹底～

学校長は、子どもが通学しているという保護者の立場に配慮し、意見等が集約しやすい体制や方法を整えることを関係団体へ働きかけるとともに、以下の項目も含め予算策定までのプロセスや決算までの執行状況等基本的にすべてを公開する仕組みづくりや改革を積極的に働きかけなければならない。

(1) 執行手続きの整備への働きかけ

学校において関係団体の会計事務の負託を受けて、これを扱う場合は、各関係団体構成員(保護者等)の総意と主体性のもとに事業推進や予算執行していることを明確にするため、以下について手続き等を定めて、その意思決定までのプロセスすべてを明確化するよう働きかける。

- ① 入会金の額と使途について明確にし、予算総会においてその詳細について諮るとともに、全会員に周知する。
- ② 会費ごとの額とその使途について明確にし、予算総会においてその詳細について諮るとともに、全会員に周知する。
- ③ 執行内容についてもその詳細を決算総会で報告し了承を得るとともに、全会員へ周知する。
- ④ 予算において説明されていないものについての執行や変更等が必要であることについても、臨時総会、運営委員会等の決議を得るなどの規定と体制を整備し、関係団体としての意思決定を明確にし議事録等を公表する。また、決算総会においてその詳細を報告し了承を得るとともに、全会員へ周知する。

(2) 学校側からの支援依頼

関係団体の目的と運営の性質上、学校側から支援をお願いする場合も想定されるが、それが一方的に学校側の意思で決定されたように受け取られかねない手続きは不備であり、その手続きが明確にされない限り、学校として会計事務の負託を受けるべきではない。

(3) 積極的な情報開示等

学校は、関係団体からの支援内容について、予算や決算の状況も含めて、学校のホームページに掲載(学校支援団体関係等)するなど、会計の状況等について広く公開するよう透明性確保のための対応を積極的に進める。

また、保護者アンケートや学校の自己評価にあたっては、必ず予算や決算、その経費の執行内容の詳細の公表状況について項目を設けるとともに、学校評議員会においても、その状況について評価や意見を頂き改善に繋げるものとする。

さらに、各学校マニフェストには、改革・改善事項等について目標などを掲げ、一層の適正化を積極的に推進する。

なお、学校預り金についても、その種類と徴収額及びその使途の詳細の公開はもちろんのこと、その他についても団体徴収金会計と同様に取扱うものとする。

3 私費(学校諸費)会計の管理運営

(1) 適正な会計事務

私費(学校諸費)の会計事務処理にあたっては、「学校徴収金等の適正な会計事務処理について」(平成14年3月7日付学政第1567号通知・平成19年6月12日付教財第188号一部改正)に基づき行っているところであるが、同通知に基づき各校で策定している「学校徴収金事務取扱要領」及び「PTA(育友会)会計事務取扱要領」のより厳格な運用を行う。

なお、これら要領に、それぞれ「学校徴収金運営委員会」の規定や「PTA会計運営連絡委員会」の規定がなされていない場合は、早急にこれを規定し適正に運営する。

(2) 清算の徹底

学校諸費のうち学校預り金の会計については、学校とは別団体の会計である団体徴収金会計とはその目的が異なるものであり、経費を預けている保護者等ごとに原則的に年度あるいは在籍期間で清算すべきものである。

また、すべての保護者にその詳細な収支報告を行うことは当然の責務である。

(3) 寄付物品等の適正管理

関係団体からの支援の申し出のあった物品等(備品や図書等)については、これを寄付採納するのか、貸与を受けるのか、あるいは関係団体の運営に必要なものとして整備されるものなのか等、その取扱いをはっきりして、その維持管理経費の負担区分を明確にするとともに、寄付や貸与に伴う県有備品や貸与備品としての県物品管理システムへの登録管理、あるいは関係団体の備品台帳の整備を確実にし、その適正な管理を行わなければならない。

4 保護者の負担軽減を図るための見直しの観点

(1) 各種研究会や団体、協議会等のあり方についての見直し

各種研究会等のあり方について、以下を踏まえつつ改革を進める。

- ① 職務専念義務の免除申請手続きや旅費執行の観点からも、別団体として組織してあることによる課題が多いことに鑑み、その必要性について
- ② 担当者会議や情報交流会等として公務により開催・運営する方向性について
- ③ 運営方法や活動内容を精査し会費等の必要性について

(2) 部活動支援団体の組織化と保護者参画の仕組みづくり

特に活動が活発で、保護者負担を年間を通じて求めているような部にあっては、職員(顧問等)のみで活動を運営するのではなく、保護者の積極的な参画を求めて、保護者会等を組織頂くなど、会計処理や運営方針について保護者の意向を十分に踏まえつつ、職員が会計事務に携わらなくても運営が可能な体制づくりを進める。

(3) 副教材等の見直し

学校預り金により支出する副教材費等について、安易に前例踏襲するのではなく、これまで以上にその必要性・量等について精査する。

また、一括購入の際の業者や価格の決定方法を公平・公正に行うことはもちろんのこと、新規購入に頼らず不用品活用や学年間や学校間などで再利用が図られる方策を探るなど、経費削減に努めるとともに、学校指定物品についても必要性も含め常に見直しを図り、より良質で低廉なものを指定するよう努める。

(4) 修学旅行等の見直し

修学旅行は、その教育的な意義やねらいを十分踏まえて、効果の上がるよう計画・実施されなければならない。

修学旅行代は、保護者にとっては最も負担の大きい経費であることを認識し、その企画を安易に業者に依存することなく、目的地や旅行方法等についても保護者の経済的負担軽減に十分配慮するとともに、学校のみならず生徒や保護者の意見も広く反映されるよう努めるべきである。

さらには、実施時期、高校生の修学旅行に相応しい施設や内容であるかなど、あらゆる観点から検証し、前例踏襲にとらわれることなく、最少経費で効果的なものにしなければならない。

また、引率職員増員分の旅費等経費の支援を保護者等に求めることはあってはならない。

(5) その他

①学校諸費の集金方法

学校諸費にかかる会計事務の負託を受ける学校長の責務として、学校諸費の集金にあたっては、月々の集金額の平準化を図ることなどにより、保護者負担の軽減に配慮しなければならない。

また、やむを得ず集中するような月がある場合は、事前に十分に保護者に説明して了承を得てから行わなければならない。

②平成14年3月7日付学政第1568号通知の再認識と対応

「PTA(育友会)会計の会計事務について」により、各種改善事項についてPTA(育友会)会長と協議を行い、保護者等の信頼に応えられるよう適正な会計事務の実施について協力依頼がなされているが、本ガイドラインに規定するもののほかは、同通知の各事項について再確認し、その改善の実現を早急に図らなければならない。

第4章 公費の適切な執行と管理

1 学校管理費予算の状況

経済情勢が右肩上がりの時期は、学校管理費の予算も相当額の措置がなされ、各校からの各種予算要望に対して、ある意味すべて応えられていたような時期もあった。

現状における学校管理費は、他の事業予算が圧縮される中で、その重要性から前年度ベースの維持を認められるような配慮はなされているものの、税収が減り生徒数も減少傾向の中にあっては、今後の予算枠の増嵩は困難と言わざるを得ない。

この厳しい予算状況の中にあって、限られた予算の範囲内で、刻々と変化し多様化する学校教育へのニーズに的確に対応することが必要となっている。

2 学校長による事業企画並びに予算管理のマネジメント

学校における予算執行権限者である学校長には、その予算の範囲内において、いかに計画的に、その事業等の重要性と必要性等により優先度を設定して、これを厳選しつつ、より良質な教育活動ができるかについて、マネジメントすることが必要かつ求められている。

また、学校にとって必要とする経費を、当該年度に予算要求しても予算が伴わない場合も多い。学校長は、中長期的視野に立った計画的な予算要求に努め、その予算化に向けての所管課との連携を密にする必要がある。

副校長(教頭)や事務(部)長は、これを補佐しなければならない。

3 職員の意識改革

職員は、これまで以上に公費・私費ともにその適正な予算執行について意識改革の必要性があることを認識し、前例踏襲の考え方を打破し、常に自らの人件費と時間の節減も踏まえつつ、いかに最少経費で最大の効果が得られるかを考えて、執務にあたるのが当然に求められる時代になっている。

その物品はなくてはならないものなのか。なくてもできるのではないか。あるに越したことはないだけではないのか。代用できるものはないのか。リユース・リサイクル品はないのか。その出張は真に必要か。その人数で行く必要があるのか。そもそも経費をかける必要があるのか。等々、要望する前に厳選する意識が求められる。

4 適正な予算の確保

県教育委員会の各課は、各学校との連携を密にして、「岐阜県教育ビジョン」に基づく教育施策体系に沿った目標等その方向性などについて十分協議し、その必要性等を十分に精査のうえ、学校運営等に支障がないよう必要な予算措置に努めなければならない。

5 経費節減による公費・保護者負担の軽減と良質な教育活動の両立

公費・私費ともに限られた貴重な予算の範囲内において、いかに経費をかけずに学校施設の維持管理と運営を行い、良質な教育活動を実現するかが問われている。

相反するかのようなこの課題に対し、保護者や地域の理解・協力・参画を得ながら、教職員・事務職員の双方が、両輪のごとく知恵と意識改革を持って取り組み、これを実現するための努力をしていかなければならない。

※本表による区分は判断の基準を示したものであり、対外的に説明できる理由があれば異なる取り扱いもありうる。

分類区分	節・細節	原則的に公費負担とするもの	原則的に私費負担とするもの【学校諸費】 (保護者に負担を求めるもの)	職員個人負担とするべきもの
1 教科活動				
(教科) (実験実習) (実技)	旅費	○教科活動に係る教職員旅費	○生徒にかかる旅費	
		・県教委主催の会議や説明会等 (出席要請があったものや出張命令を受けたもの)		
		○実験実習見学等に係る生徒引率	○実験実習見学等に係る生徒交通費	
	報償費	○予算化事業に伴う外部招聘講師費用弁償(学校管理費外)	○専門教科等にかかる保護者側要望招聘講師等費用弁償	
		○予算化事業に伴う外部招聘講師等謝金(学校管理費外)	○専門教科等にかかる保護者側要望招聘講師等謝金	
	需用費(食糧費)	○外部講師茶業・食事代(原則学校管理費外)	○専門教科等にかかる保護者側要望招聘講師茶業・食事代	
			○野外学習等の生徒個人の食事代等	
	需用費(その他)	○教科(実験実習含む)に係る消耗品代 (実験用薬品、ラシオン石灰、球技ボール等不特定多数の生徒に使用される共用的経費)	○生徒個人の所有物等として使用するものの経費 (教科書や参考図書、文房具、実習帳、柔道着、水着、美術用具、制服、実習服等)	○担当教科にかかる個人に必要な参考書等 (予算的に認められておらず共用に値しないもの)
		○教科指導用の教科書、指導書等(予算の範囲で認められたもの)	(教材費のなかでも特定個人で消費されるものの経費)	○職員が自宅に持ち帰り使用する物品や消耗品等
		○教科用各種資料の印刷代	○生徒個人に還元される製品実習用材料(工作材料、家庭科実習材料等)	
○教科用備品の修理代				
役務費	○県有ピアノ/等楽器、賃借契約に基づくピアノの調律料等	○関係団体所有ピアノの調律料		
	○県有実験実習用機器の調整			
委託料	○県有実験実習機器の保守	○関係団体保有備品等の保守		
使用料・賃借料	○教科に係る施設や物品の借上料	○野外学習等の生徒個人の入館料等		
		○企業見学等バス借り上げ		
備品購入費	○教科(実験実習含む)に係る備品の購入代 (顕微鏡、体育教員、教材ビデオ、実習用試験機器等)		○職員が自宅に持ち帰り使用する場合があるような物品	
2 特別活動				
校外活動 渉外活動	旅費	○特別活動に係る教職員旅費	○生徒旅費	
		・事前準備、下見、生徒引率 (スキー教室、強歩大会等教育課程に位置づけられたもの)	・宿泊ホームルーム等参加 ・行事参加交通費・宿泊費(スキー教室、姉妹校交流等)	
		・姉妹校締結・交流に係る生徒引率(教育課程に位置づけられたもの)		
		○予算化事業に伴う外部招聘講師費用弁償(学校管理費外)		
ホームルーム	需用費(その他)	○ホームルーム運営指導等に係る消耗品代印刷代(学級日誌等) ※なくては実施不可能なもの		○なくても実施可能であるが個人的に必要としたもの
生徒会活動	需用費(その他)	○生徒会室に必要な机・椅子等基本的な備品整備費	○生徒会主催行事に係る外部講師等謝金	
		○生徒会室に備えられた県有備品の維持修理代 ○授業に位置付けた事業等にかかる実施に最低限必要な経費	○生徒会運営活動に係る経費(授業外の活動経費) (消耗品、印刷代、通信費、物品借上、県有外備品補助等)	
儀式的行事	報償費	○音楽外部講師、生徒生け込み謝礼(卒業式・入学式)	○特別ゲスト等関係団体やPTAや生徒会招聘にかかる謝礼等	○職員個人で表彰や記念品等を行う場合の諸経費
			○PTA等による各種表彰にかかる経費	
	需用費(食糧費)	○入学式・卒業式来賓茶業・食事代(食糧費執行基準による)	○特別ゲスト等関係団体や生徒会招聘者にかかる茶業、食事代等	
		○入学式卒業式に要する消耗品、印刷代 (案内状、生花、来賓等リボン、記録用写真(学校保存用)等)	○生徒個人の卒業アルバム、記念品、卒業証書入等個人に渡る物品経費	○職員個人で表彰や記念品等を行う場合の諸経費
	需用費(その他)	○卒業アルバム(学校保管用)	○関係団体や生徒会主体のもの	○職員配布用卒業アルバム
		○式典用具購入費(国旗、県旗、校旗等)		
役務費	○卒業証書繕料	○関係団体や生徒会主体のもの		
	○案内状等の郵送料			
使用料・賃借料	○式典用具借上、盆栽等借上(必要性見直し)	○関係団体や生徒会主体のもの		
学芸的行事	報償費	○予算化事業に伴う芸術鑑賞等外部講師等謝金(学校管理費外)	○学年・学級・学部・個人単位の展示等に係る経費	
		○授業に位置付けた事業等にかかる実施に最低限必要な経費	○PTA等主催の各種芸術鑑賞会、映画会等	
	需用費(食糧費)	○予算化事業にかかる外部講師茶業・食事代(事業予算)	○PTA等主催事業の講師等食事代	○自らの食事代
	需用費(その他)	○予算化事業にかかる消耗品(物品等)	○文化祭等の装飾、衣装、応援等に係る経費(なくても開催に支障ない物等生徒主体企画にかかる経費) ○関係団体や生徒会主催事業の賞状等	
役務費	○予算化事業に伴う芸術鑑賞等に係る筆耕(演題等)			
委託料	○予算化事業に伴う演劇・交響楽団公演委託	○PTAや生徒会主催の演劇等公演委託		
使用料・賃借料	○予算化事業にともなう芸術鑑賞等施設借り上げ(事業経費)	○入館料等芸術鑑賞等の生徒個人負担経費		
	○予算化事業にともなう入館料等(事業経費)	○生徒主体要望・企画の文化祭音響設備ステージ等借上経費		
健康安全・体育的行事	報償費		○スキー教室外部指導員謝金	
	需用費(その他)	○体育祭に要する消耗品印刷代(看板石灰等の共通経費)		○自らの食事代
		○学校主催のスキー教室・強歩大会等の実施に必要な消耗品費、印刷代 (検印カード、救急用品、記録用写真(学校保存用)等)	○体育祭の生徒主体企画や要望の装飾、応援等に係る経費	○個人的に必要とした装飾、応援等に係る経費
		○避難訓練等に係る消耗品等		
使用料・賃借料	○授業に位置付けた体育祭の実施に最低限必要な経費			
	○強歩大会等物品等借り上げ(資材運搬車等) ○有料道路使用料(生徒負担分を除く)	○装飾、応援等資材借り上げ ○装飾、応援等資材運搬用車借り上げ		

分類区分	節・細節	原則的に公費負担とするもの	原則的に私費負担とするもの【学校諸費】 (保護者に負担を求めるもの)	職員個人負担とするべきもの	
修学旅行 集団宿泊行事	役務費	○学校主催スキー教室リフト代(指導教員分)	○学校主催のスキー教室生徒個人リフト代	○自主的なスキー教室前練習等個人リフト代	
			○強歩大会等にかかる事前健康診査		
			○学校主催のスキー教室・強歩大会等に必要な生徒個人経費(保険料等)		
	旅費	○修学旅行等にかかる職員にかかる旅費	○修学旅行等に必要な生徒個人にかかる旅費		
		○修学旅行等の実施に必要な消耗品印刷代 (救急用品、記録用写真(学校保存用)資料等)	○修学旅行等に必要な生徒個人にかかる経費 (しおり、旅行用品、交流会経費等)	○修学旅行等中の昼食代	
		○修学旅行等引率教員の施設入場料等	○修学旅行等における生徒の施設入場料等		
		○有料道路使用料(生徒負担分を除く) ○修学旅行等におけるタクシー(タクシー使用基準による) ※原則直接生徒と同乗し引率するもの	○有料道路使用料(生徒負担分) ○修学旅行等における生徒個人事由によるタクシー使用料	○タクシー使用基準を超えた使用分 ※原則直接生徒引率するもの以外は自己負担	
	動労生産 奉仕的事業	報償費	○予算化事業に伴う就業体験等外部講師謝金(学校管理費外)	○関係団体や生徒会主催の就業体験等外部講師謝金	
		需用費(食糧費)	○予算化事業に伴う外部講師茶業・食事代(学校管理費外)	○関係団体や生徒会主催の就業体験等外部講師茶業・食事代	
		需用費(その他)	○全校美化活動園芸作業ボランティア等に係る消耗品等 (ゴミ袋、清掃用具、肥料、資料等)	○関係団体や生徒会主催の美化活動等にかかる経費 (ゴミ袋、清掃用具、肥料、資料等)	
使用料・賃借料		○美化活動トラック借り上げ	○関係団体や生徒会主催美化活動等トラック借り上げ		
3 その他の活動					
生徒指導等	旅費	○生徒指導等に関する活動に係る教職員旅費(学校として必要としたもの) ・生徒指導・進路指導の調査説明会等 ・家庭訪問、校外生徒指導 ・生徒指導等に係る生徒引率 ・学校訪問、企業訪問(進路指導上必要なものとして) ・交通安全、防災保健衛生等に係る会議等 ○予算化事業に伴う外部講師等旅費	○生徒旅費 ・企業訪問、進路・就職試験交通費 ・各種コンクールへの参加		
		○生徒指導に係る消耗品や印刷代(生徒指導用紙、学校管理用生徒手帳、生徒証、自転車ステッカー等)	○生徒個人の所有となる物品代(生徒手帳、印章等)など 個々に直接還元される経費	○個人的に必要な生徒手帳(個人所有のもの)	
		○生徒指導に係る通信費(関係機関や保護者との連絡等)	○保護者側から要望のあったメール配信等システム関連費		
	通信運搬費	○生徒指導に係る通信費	○生徒個人の所有となる進路資料、参考図書 ○生徒要望の進路室・教室用図書(生徒閲覧用) ○模試判定システムプロバイダー利用料・通信料(PTA等契約のもの) ○生徒個人の進学・就職関係経費(入学願書等の郵送料等)		
	備品購入費	○進路指導室内に必要な最低限の備品			
進路指導 教育相談	報償費		○生徒側の希望により実施する進路ガイダンス・模擬面接等外部講師謝金		
	需用費(食糧費)		○生徒の希望により実施する進路ガイダンス・模擬面接等外部講師食事代等		
	需用費(その他)	○進路指導等に係る消耗品、資料印刷代 (進路指導に最低限必要な参考資料や図書等) ○進路指導等に係る備品	○生徒の希望により実施する各種検査、資格検定、模擬テスト等の経費 (試験料、郵送料) ○生徒個人の所有となる進路資料、参考図書 ○生徒要望の進路室・教室用図書(生徒閲覧用)		
	備品購入費	○進路指導室内に必要な最低限の備品			
保健安全活動	報償費	○保健安全講習会等の外部講師謝礼(事業予算)	○生徒個人の所有となる資料参考図書 ○日本体育学校健康センター共済掛金の生徒負担分		
	需用費(その他)	○保健安全活動に係る消耗品印刷代 ○保健室の消耗品、印刷代、備品の修理(健康診断表、包帯薬品等)			
	役務費	○保健室寝具等クリーニング代			
	備品購入費	○保健室の備品(身長計、寝台、布団等)			
図書館活動	需用費(その他)	○図書館の運営に係る消耗品、備品の修理 (図書カード、図書ラベル等) ○図書館広報活動に係る印刷代 ○図書館用図書雑誌新聞	○生徒が使用する図書室コピー使用料及びコピー代 ○PTA所管や生徒会等所管図書雑誌新聞		
	備品購入費	○図書館用図書、備品(書架等)	○PTA所管や生徒会等所管図書及び専用書架		
視聴覚 情報教育	需用費(その他)	○視聴覚・情報教育用消耗品費(録画録音記録媒体等) ○視聴覚・情報教育用機器の修理代	○PTA等所有の備品修理		
	役務費	○視聴覚・情報教育に係る通信費			
	委託料	○視聴覚室機器の保守点検等			
	備品購入費	○視聴覚・情報教育備品の購入代(ビデオ、スピーカー、テレビ、パソコン等)			
部活動	報償費		○部活動外部講師に対する謝金食事代		
	旅費		○部活動全般の生徒引率にかかる顧問等にかかる旅費 ○外部講師に対する旅費	○顧問等以外の大会応援等にかかる旅費	
			○部活動全般の生徒個人にかかる旅費		
需用費(食糧費)	○部活動外部講師に対する食事代等 ○保護者団体側から提供される週休日の引率職員の昼食弁当程度		○職員の昼食等代(保護者負担を申し出られた場合を除く)		

分類区分	節・細節	原則的に公費負担とするもの	原則的に私費負担とするもの【学校諸費】 (保護者に負担を求めるもの)	職員個人負担とするべきもの
	需用費(その他)		○部活動にかかる消耗品、資料等印刷代	○個人使用となる衣料、スポーツ用具類
			○生徒が個人の所有物として使用する物の経費(用具、靴、ユニホーム等)	
	使用料・賃借料		○全国大会出場横断幕	
			○保護者側整備の施設設備や備品の修繕	
工事請負費		○応援バス借り上げ		
		○部活動大会参加のための用具等運搬費		
負担金・補助・交付金		○高等学校体育連盟や高等学校文化連盟等の会費		
			○部活動に係る特別な施設設備経費	
			○各種競技大会への参加料等	○個人登録関連費(保護者負担を申し出られた場合除く)
4管理運営活動				
管理・運営	旅費	○管理運営活動に係る教職員旅費(※予算の範囲内においての出張命令)		○管理運営活動に係る教職員個人に関わるもの(職員自己負担)
		・人事給与財務事務その他事務連絡等学校運営上必要な旅行		・個人の資格を取るためのもの
		・学校長が予算の範囲内で認める各種研究協議会等への参加旅費		・自発的に参加する研修会、見学、会議等への参加旅費
		※教職員の職務遂行上特に必要と校長が認めたもの		・特定の個人で構成される教育研究団体への参加
	・学校長が予算の範囲内で認める教科指導に必要な各種研修会、会議への参加旅費		・教職員の文化、体育行事への参加	
	※教職員の職務遂行上特に必要と校長が認めたもの		・関係団体等の主催行事への関係団体からの旅費負担での依頼により参加	
				・教職員本人に係る共済組合関係の用務(年金事務等)
需用費(その他)	○運営事務に係る消耗品印刷代(事務用品、各種用紙等)	○諸団体が所有する備品車両の維持管理経費(重量税、保険料含む)		
	○運営事務用備品の修理代	○自動販売機等の設置場所使用料電気料(設置者負担)		
	○学校運営に係る光熱水費(電気、ガス、水道)燃料費			
役務費	○運営事務に係る電話料、郵便料			
委託料	○運営事務用備品保守管理(FAX、印刷機器等)			
備品購入費	○運営事務用備品(印刷機、各種ロッカー等)			
負担金補助及び交付金	○防火管理者講習会負担金			
	○産業廃棄物管理責任者認定講習会受講料			
	○安全運転管理者講習会受講料			
教務	需用費(その他)	○教務に係る消耗品印刷代(出席簿、教科指導用教科書、学校要覧、生徒氏名ゴム印等)		
	委託料	○カリキュラム・成績等情報管理コンピュータ(総合情報システム)保守		
備品購入費	○カリキュラム・成績等情報管理用コンピュータ(総合情報システム)			
	○教務用備品			
研修活動	需用費(その他)	○校内研修に係る消耗品、印刷代(ノト用紙資料等)		○関係職員等による自発的な研修等に必要資料代や図書代
		○各種研修等の受講に係る資料代(教科指導に必要なもの)		
	負担金補助及び交付金	○各種研修等の受講に係る参加費(教科指導に必要なもの)		○関係職員等による自発的な研修等に必要参加費
施設設備管理	需用費(その他) (施設修繕)	○施設管理環境美化に係る消耗品(清掃用具トイレットペーパー等)	○故意又は重大な過失による建物施設・設備の破損に伴う修繕経費	○重大な過失による建物施設・設備の破損に伴う修繕経費
		○建物等の小修繕		○管理責任を問われる光熱水経費
	役務費	○管理上必要な法定検査(水質検査、消火器点検等)		※処分による賠償案件等
		○樹木剪定		
		○廃棄物処理		
	委託料	○環境美化等に係る手数料(クリーニング代、高所ガス清掃)		
		○施設設備保守管理(浄化槽・エレベーター保守電気工作物保安業務等)		
○廃棄物処理				
原材料費	○維持管理用原材料費(グラウンド土等)			
使用料・賃借料	○学校案内看板土地使用料			
備品購入費	○施設設備の管理維持に係る備品(時計、シューズボックス、放送設備等)			
渉外関係	交際費	○校務上特に関係のある個人、団体代表者に関わる慶弔等	○関係団体が行う渉外関係経費	○関係団体が行う渉外関係経費
				※役職名や個人名のは団体会計支援不可
	需用費(食糧費)	○来客用茶菓		
負担金補助及び交付金	○地域社会への参画に係る必要最小限経費(地区会費等)			
研究会等負担金 (校長協会) (副校長・教頭会)	需用費(その他)	○全国・東海等県を超える校長協会等参加資料代(県代表出席分)		○個人参加経費
		※予算措置されたもの又は教職員の職務遂行上特に必要と予算の範囲内で校長が認めたもの		
(事務長会)	負担金補助	○全国・東海等地区単位の各種組織の負担金(年会費)		○県内単位での各種組織・団体・教育研究会等の負担金・年会費(職員個人負担)
(事務職員会) (各種研究会等)	及び交付金	※予算により認められた代表校・代表者のみ		※予算により認められていないものはすべて職員個人負担
		○各種組織団体主催の講習会等への参加費	○役員は旅費別途で出張可能(職専免あるいは年休)	○個人参加経費
		※予算措置されたもの又は教職員の職務遂行上特に必要と予算の範囲内で校長が認めたもの		

◆ 教職員が休日及び週休日に部活動の指導等に従事する場合の取扱いとその考え方

公費と私費の負担区分を明確化するにあたり、部活動の指導や部活動の引率にかかる服務上の取扱い等について統一的理解を示すことは、公費・私費とも特に旅費の執行における適正化に必要不可欠であることから、現行の各種制度下における取扱いとその考え方を以下に整理することとする。

1 現行制度上における教職員の時間外・休日・週休日の勤務

(休日：祝日法による休日及び年末年始の休日、週休日：日曜日及び土曜日)

(1) 現行の取扱

- ① 公立学校の教員を含む地方公務員には、労働基準法第 32 条などに規定される労働時間に係る規制が適用 … 週 40 時間、一日 8 時間を超えてはならない。
- ② 教育職員には、条例に定めるところにより給与月額 の 4 % に相当する教職調整額を支給しなければならない。
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第 3 条 1 項
「岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例」第 3 条 1 項
- ③ 教育職員には時間外勤務手当・休日勤務手当を支給しない。
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第 3 条 2 項
「岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例」第 3 条 3 項
- ④ 教育職員に時間外勤務を命じることができるのは 4 項目(いわゆる超勤 4 項目)のみ
◆生徒の実習 ◆学校行事 ◆職員会議 ◆非常災害・緊急的児童生徒指導
「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」第 2 号に掲げる業務
「岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例」第 6 条 2 項

(2) 現行の取扱上制限等される勤務命令等の確認

- ① 超勤 4 項目以外の時間外勤務命令は不可(部活動による時間外勤務命令は不可)
- ② 休日及び週休日における部活動指導は、基本的に公務にはあたらないものの教育職員としての教職調整額の範疇での自主的教育活動であり、学校長の承知のもとで従事
- ③ 出張命令も勤務命令のひとつであり、部活動指導による休日及び週休日の出張命令は不可
- ④ また、休日については勤務命令を行い、その確認をもって代休指定を行うことから、休日は勤務日とはなりえず部活動での時間外勤務命令は不可

(3) 前記(1)(2)を踏まえての対応

- ① 休日の部活動指導が必要となれば、学校長の承知のもとで自主的教育活動として従事し特殊勤務手当を支給
- ② 週休日の部活動指導は、振替が出来ない以上学校長の承知のもと自主的教育活動として従事し特殊勤務手当を支給
- ③ 休日及び週休日の部活動指導等における災害は公務災害(学校長の承知する自主活動)
- ④ 部活動指導は勤務時間内は公務・勤務時間外は公務外(自主的活動)

※ 休日及び週休日における部活動指導等は、現行の各種規定上教職員の自主的教育活動として公務外と整理せざるを得ないものの、学習指導要領上においては、その教育的意義等から学校教育の一環として教育課程との関連に留意するべきことが謳われている。

〈高等学校学習指導要領第 1 章第 5 款 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項(13)〉

※ 部活動にかかる特殊勤務手当(引率手当及び指導手当)は、通常の勤務時間中(公務中)に支給される手当とは異なり、休日や週休日に従事することにより支給されるものである。(条例第 20 条 2 項 6 号、7 号)このため、勤務時間外に公務外でありながら公費の特殊勤務手当の支給対象業務であり、また公務災害の対象とされること、さらに同じ部活動の指導であっても勤務時間の内外によって公務か公務外となることなど、一般的にみて矛盾することは確かである。しかし、教育職員の勤務形態やその職務内容の特殊性、不規則性等からの法改正や取扱いの見直しなどの変遷の中での現状規定であり、教員も事務職員もこれを是とする他ないことを相互に理解しなければならない。

2 当該が「ライン」における休日及び週休日における教職員の部活動指導・引率の取扱

休日や週休日に部活動による勤務命令(出張命令)が不可となる現状の規定や状況であること、また学習指導要領においても、部活動が生徒の自主的、自発的参加により行われるものであり、教育課程ではなく教育課程との関連に留意する活動として位置づけられていることに鑑み、これら状況について保護者の理解を十分に得つつ、以下のように取扱うこととする。

- ① 平日：勤務時間内は、必要であれば保護者から旅費支援を得て出張命令(旅費別途支給)とし、時間外であれば学校長が承知する自主的教育活動として、必要であれば保護者からの旅費支援を得て引率等従事(宿泊を伴うものは特殊勤務手当を支給)
- ② 休日・週休日：学校長が承知する自主的教育活動の一環として、必要であれば保護者から旅費支援を得て引率等に従事し特殊勤務手当を支給
- ③ 勤務日と週休日をまたぐ場合：勤務日は必要であれば保護者から旅費の支援を得て旅費別途支給の出張命令とし、週休日は学校長が承知する自主的教育活動として、必要であれば保護者から旅費支援を得て引率等従事し特殊勤務手当を支給
- ④ 夏休み等長期休暇中においても、基本的に①～③の平日と週休日等の取扱いに準ずる。

【基本的な取扱一覧】

		平日			週休日 (土・日曜日)		備 考
		勤務 時間	時間外		泊有	泊無	
			泊有	泊無			
特殊勤務 手 当	公式試合	×	◎	×	◎	◎	◎ 6号手当 ● 7号手当 ※6号手当は人事委員会が定める 対外運動競技等(公式試合)
	部活動指導	×	×	×	●	●	
旅 費	保護者支援	○	○	○	○	○	※6号手当は1日従事につき ※7号手当は従事時間によって支 給額が異なるので留意
	公 費	×	×	×	×	×	

※公式試合…高体連、高文連、高野連主催の大会

※休日の取り扱いは週休日に同じ

※詳細な手当支給要件は要確認

※旅費の取扱いは公式試合や通常の部活動引率を問わず同一扱い

※旅費にあっては会計ごとの重複支給は厳禁